

# 請願 陳情

9月定例会では、請願1件を新たに受理し、1件の取り下げを承認し、5件を継続審査としました。  
 陳情については3件を新たに受理し、全議員及び執行機関に陳情文書表を配付しました。  
 継続審査となった請願は、左記の一覧のとおりです。

## 継続審査中の請願一覧

- 生活文教委員会**  
 請願第44号 花小金井南町三丁目の公有地に建設される温浴施設周辺の住環境を守ることについて
- 建設委員会**  
 請願第36号 大沼地域にコミュニティバスの運行、小平駅北口にタクシー乗り場を実現することについて
- 請願第37号 鷹の台駅西部地域にコミュニティバスを走らせることについて
- 請願第38号 コミュニティバスの路線を拡充し、小川・栄町地域にも運行の実現を求めることについて
- 請願第42号 小平東部地域にコミュニティバスの運行を求めることについて

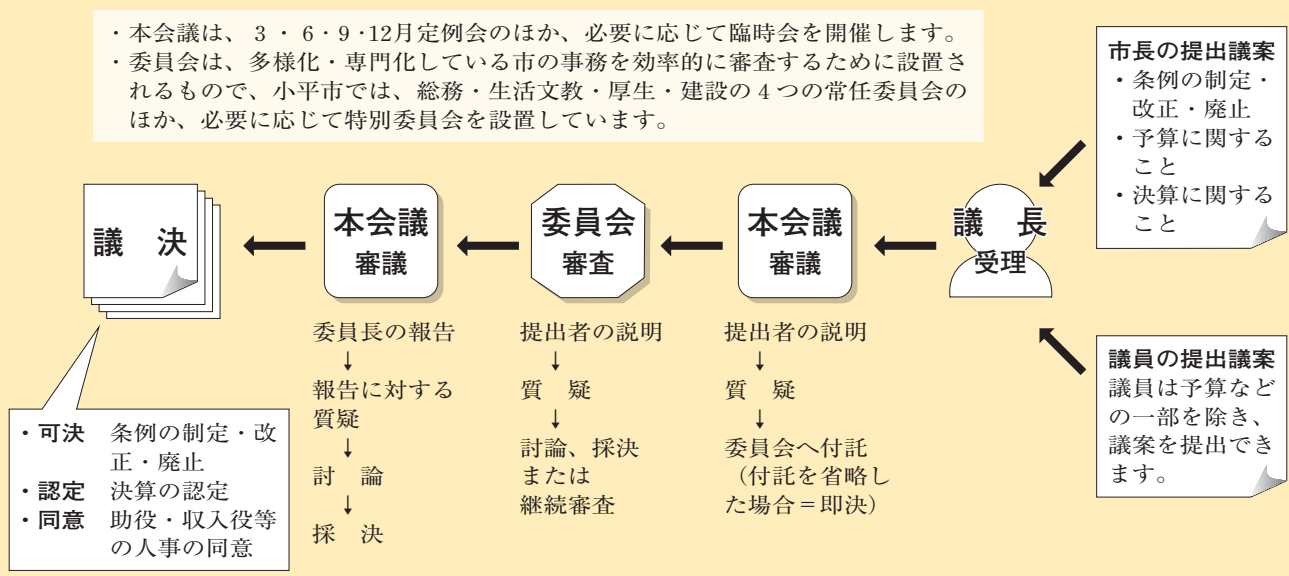
◀温浴施設の建設予定地(花小金井南町三丁目)



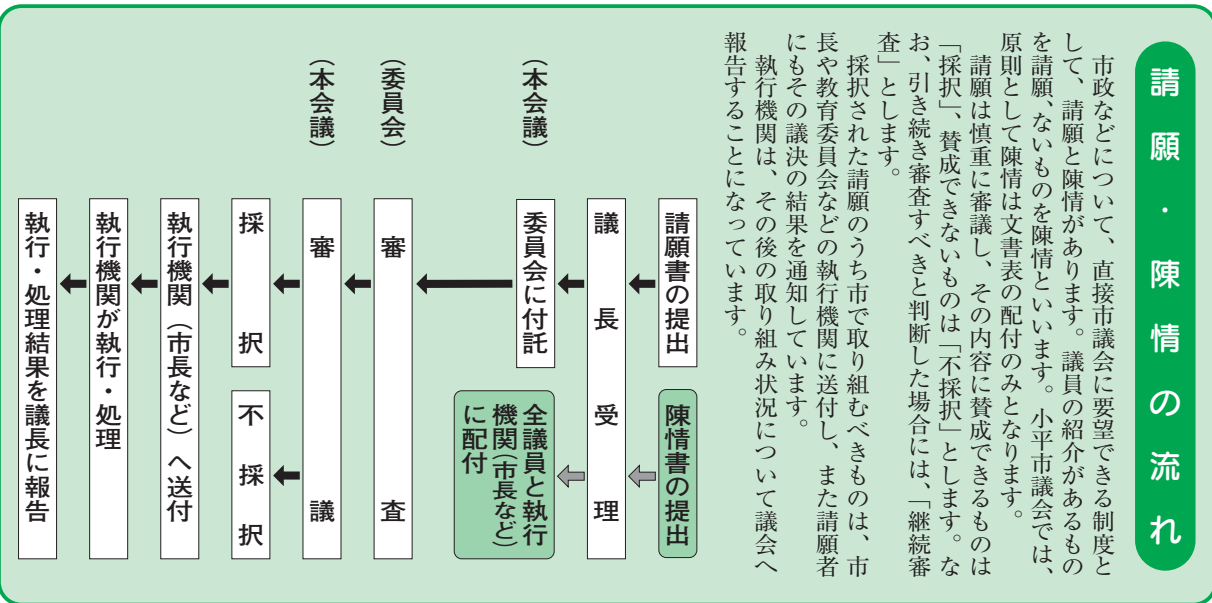
# 市議会とは

市議会議員も市長も、市民の代表として選挙で選ばれます。市議会は、市民生活にかかわる重要な事項を決めることから、議決機関と呼びます。そして、市長は市議会の決定に基づき市の仕事を行うので、執行機関と呼びます。  
 市議会と市長は、お互い独立した立場に立ち、役割を十分尊重しながら、住みよい小平市を目指しています。

## 議案の審議の流れ

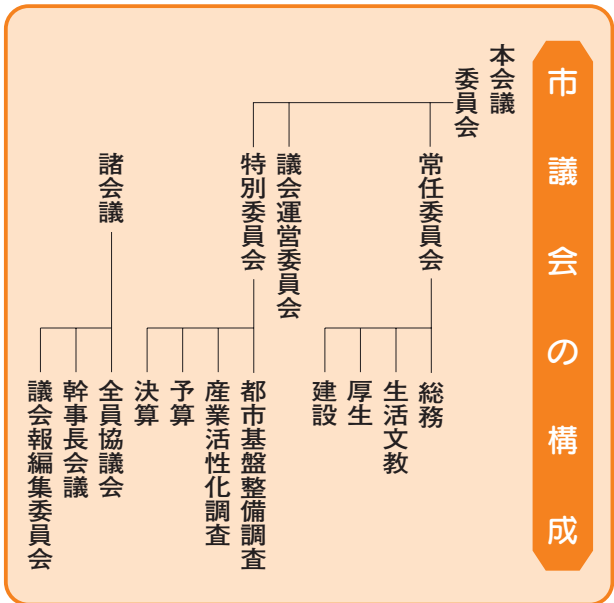


## 請願・陳情の流れ



市政などについて、直接市議会に要望できる制度として、請願と陳情があります。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。小平市議会では、原則として陳情は文書表の配付のみとなります。請願は慎重に審議し、その内容に賛成できるものは「採択」、賛成できないものは「不採択」とします。なお、引き続き審査すべきと判断した場合には、「継続審査」とします。  
 採択された請願のうち市で取り組むべきものは、市長や教育委員会などの執行機関に送付し、また請願者にもその議決の結果を通知しています。  
 執行機関は、その後の取り組み状況について議会へ報告することになっています。

## 市議会の構成



## 今後の市議会の日程(予定)

開会時刻は原則として午前9時、場所は市役所7階

11月8日(火)	総務委員会(※)
11月9日(水)	生活文教委員会
11月10日(木)	厚生委員会
11月11日(金)	建設委員会
11月15日(火)	請願・陳情締め切り(午前中)
11月29日(火)	12月定例会(初日)
11月30日(水)	12月定例会(一般質問)
12月1日(木)	12月定例会(一般質問)
12月2日(金)	12月定例会(一般質問)
12月6日(火)	総務委員会 請願・陳情締め切り(午前中)
12月7日(水)	生活文教委員会
12月8日(木)	厚生委員会
12月9日(金)	建設委員会
12月20日(火)	12月定例会(最終日)

(※)視察等のため、傍聴できません。  
 日程は変更になる場合もありますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。

贈らない  
 求めない  
 受け取らない

議員は、選挙区内の人にあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出したり、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。受け取った人も罰せられます。

## カセット 市議会だより

目的不自由な方を対象に「カセット市議会だより」を発行しています。ご希望の方は議会事務局までお申し込みください。

## 議場見学

〈小学校3年生〉  
 ○9月29日 十二小 77人

○10月4日 上宿小 57人  
 ○10月14日 四小 77人  
 ○10月18日 花小金井小 40人  
 ○10月20日 九小 121人  
 ○10月27日 十小 81人  
 (合計6校453人)



## お知らせ

市議会だよりは、新聞折り込みのほか市の施設、市内の各

## あどがき

9月定例会では、市の将来像を定めるための第三次長期総合計画基本構想が可決され、希望ある未来へ向けて、新たな一歩を踏み出すことになりました。議会への関心と親しみを深め

1333番地  
 〒187-8701小平市小川町二丁目  
 議会事務局  
 1333番地  
 小平市議会事務局  
 042(346)9566  
 042(346)9567  
 FAX 042(346)9567